

○経済産業省令第五十三号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）を実施するため、電気工事士法施行規則及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十三日

経済産業大臣 世耕 弘成

電気工事士法施行規則及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令

第一条 電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>(公示等)</p> <p>第九条の二十二 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を公示しなければならない。</p>
<p>改正前</p>	<p>(公示等)</p> <p>第九条の二十二 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。</p>

第二条 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条の四 経済産業大臣は、第一条第二項の規定により教育施設の認定を行なつたとき、第一条の二の規定により同条第一号の変更の届出があつたとき、または前条の規定により認定を取り消したときは、<u>その旨を公示するものとする。</u></p>	<p>第一条の四 経済産業大臣は、第一条第二項の規定により教育施設の認定を行なつたとき、第一条の二の規定により同条第一号の変更の届出があつたとき、または前条の規定により認定を取り消したときは、<u>その旨を官報に公示するものとする。</u></p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。